

青森県報

号外第八十六号

平成十七年
十月七日
(金曜日)

目次

監査委員

包括外部監査結果に対する措置の公表..... (事務 局) ... |

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成16年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成17年10月7日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 滝 沢 求
同 平 山 誠 敏

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	人件費（退職給与引当金）	経理規程に従い、退職給与引当金を計上すべきである。	すこやか福祉事業団については、平成19年4月に独立民営化することとしており、独立民営化後

社会福祉法人会計基準の適用（貯蔵品の計上に係る影響額）	平成15年度からの社会福祉法人会計基準への移行に際し、期首に遡って計上したものを撤回するのであれば、期首残高自体を修正すべきものであったものと考え。	今後、類似の事例については意見に留意し対応する。
授産施設会計基準の適用	知的障害者授産施設さつき寮の計算書類の作成においては、今後、計算書類の様式や会計単位について授産施設会計基準に沿った処理をしていく	平成19年度の独立民営化後は、原則として支援費による運営を行うこととなるため、すこやか福祉事業団において、独立民営化に向けて、会計シ

の退職手当制度の内容によっては、経理規程の改正が必要となる可能性があることから、当面改正は行わず、現状どおり脚注などにおいて、退職給与引当金として計上される額を明示することに加え、退職手当を支給する必要が生じた場合には、委託契約等に従い県から各年度において必要とされる退職手当の額が交付されるものであることを説明することが適当と考えられる。

現在、独立民営化に向けて、退職手当のあり方について事業団とともに検討していることから、退職給与引当金の計上等についても検討する。

	ことが検討されるべきである。	システム上の問題等も含め授産施設会計基準に沿った計算書類の作成等について検討を行っている。			える。	管理する金銭の形態は、施設の指定する金融機関に預け入れている通帳とします。 (改定後)
備品等の管理 (器具什器)	一度全ての器具什器の存否をチェックすることが必要。 現在の器具什器の規定は、県の備品管理と同レベルの管理を行う点にあるものと考えられるが、細かい事務手続を思い切って省略するのも一法であると思われ、事業団の民営化方針が決定したことから、器具什器という概念を廃止することも考えられる。その場合においても公印の管理を慎重かつ厳重に行うべきことはいうまでもない。	すこやか福祉事業団において、平成16年12月～17年2月に県委託備品の確認と合わせ全体としての備品の確認を行った。現在、県の管理委託する備品と管理レベルの整合を図るため、事業団所有の器具什器についても同様の管理をしているところであるが、平成19年度の独立民営化に向けて、公印等の管理に留意しつつ、管理の簡素化を図る方向で検討する。				6 サービスの内容 預り金管理 預貯金を行う金融機関の選定は、本人等の意向により決定します。 なお、本人等の意向は「所持金等管理依頼書」に明記するものである。
入所者 (利用者) との契約の状況と預り金管理 (八甲学園グループホーム)	「生活支援センター預り金管理事務要綱」では、預貯金を行う金融機関は本人等の意向によることとしているが、利用者に対する重要事項説明書では、金融機関は施設が定めると記載し、運用されている。平成17年4月にはペイオフの全面実施が見込まれることから、利用者から金融機関選定に関する同意書を入手しておくことが望ましいと考	すこやか福祉事業団 (八甲学園) において、平成17年度から利用者から金融機関選定に関する同意書 (所持金等管理依頼書) を徴収することとし、利用者に対して交付する「知的障害者地域生活援助重要事項説明書」を次のように改定した。 (改定前) 6 サービスの内容 預り金管理	入所者 (利用者) との契約の状況と預り金管理 (八甲学園)	預り金管理について、管理の依頼を受けた児童別に手書の管理台帳を作成している。必要な現金を通帳から引き出し、使用した場合、管理台帳に収支を記載、領収書を貼付したうえ、余った現金は通帳に戻入処理するのが原則であるが、通帳に戻入しないまま、次回の出費に備えて担当者が保管している事例があった。残金は数百円レベルであるが、短期間とはいえ管理台帳等に記載のない現金が存在する点は問題である。原則どおり戻入するか、児童毎に小口現金	すこやか福祉事業団 (八甲学園) において、平成17年度から児童ごとに小口現金の管理帳を作成し、戻し入れしない残金の管理を徹底している。	

<p>入所者（利用者）との契約の状況と預り金管理（安生園）</p>	<p>の管理帳を作成するよう にすべきである。</p> <p>預り金管理について、 ペイオフの全面実施を控 え、同一の金融機関に対 する預金限度を1,000万 円以内とする旨の規程化 や、多額の預金を有する 入所者からは金融機関選 定に関する同意書を入手 することを検討すべきも のとお考える。</p> <p>また、自主点検時には、 日付の記入を行うべきで ある。</p>	<p>すこやか福祉事業団 （安生園）において、既 に平成16年度から自主点 検時における日付の記入 を徹底しているほか、同 意書については速やかに 入手すべく作業を行って いる。なお、預り金の同 一金融機関に対する預金 限度額の規程化について は、今年度中の制定に向 け検討している。</p>	<p>が望ましい。</p> <p>また、金融機関届出印 の保管に関しては、組織 状況を勘案のうえ、「な つどまり」全体としての 規程の整備を行い、事故 防止に備える必要がある。 これは、さつき寮も同様 であり、「なつどまり」 として内部牽制が有効に 機能している制度を構築 すべきである。</p>	<p>同制度の活用に努めてい る。</p> <p>すこやか福祉事業団 （なつどまり）において、 日付の記入等帳票等の記 入を徹底することとした ほか、なつどまり預り金 管理事務要綱を制定し内 部牽制の強化、金銭等に 係る管理体制を明文化す ることとした。</p>
<p>入所者（利用者）との契約の状況と預り金管理（しらかば寮）</p>	<p>契約書の利用者の署名 欄をゴム印で済ませ、署 名代行を行っていないこ とは問題があると言わざ るを得ない。本来、意思 能力に問題がある場合に は、成年後見制度による べきものであるが、なか なか制度が根付いていな い状況であり、この問題 は、今後の懸案事項とし て、対応する必要がある ものとお考える。</p> <p>預金の払い戻しに関す る事務手続に関しては、 規程通りの手続を促す、 それぞれの人の手書きを 残す、また、事後承認を 防止する等の点から日付 の記入も厳格に行うこと</p>	<p>すこやか福祉事業団に おいては、当該契約は、 県、利用者の双方が記名 押印することとしている ものであり、ゴム印を使 用したとしても押印を行 うことにより問題はなか ったものと判断しているが、 本人の意思確認という点 では十分留意することが 必要であり、特に意思能 力の無い者に対する対応 策として成年後見制度を 活用する方向で検討して いる。</p> <p>また、同制度の理解を 深めるため職員を対象と する学習会を定期的に実 施するほか、身元引受人 に対する説明会を行い、</p>	<p>入所者（利用者）との 契約の状況 と預り金管 理（しらか ば寮・さつ き寮）</p> <p>事故防止のために、通 帳・定期預金証書の管理 と金融機関届出印の管理 について、十分に内部牽 制が機能するよう絶えず チェックすることが必要 である。また、これらの 管理者の上位の職責にあ る者は、異常な動きがな いかを確かめる個人別の 金銭台帳の定期的査閲や、 銀行の残高証明書と明細 書の突合、定期預金証書 の現物実査を行うことが 望ましい。</p> <p>なお、現在、預り金の 管理は無料で行っている が、重い責任を持って多 くの事務手続きを遂行し、 確実に履行するためには、 人手と時間が必要である。 利用者や家族の理解を得 ることが可能であるなら</p>	<p>すこやか福祉事業団 （なつどまり）において、 これまでも通帳や印鑑等 の管理は複数の職員が行 うこととし、また、金銭 台帳等については毎月1 回各課長及び寮長が確認 を行っているところであ る。今後、より確実に履 行するため、残高証明の 徴収及び預り金に係る有 料化について、平成19年 度の独立民営化に向けて 検討する。</p> <p>すこやか福祉事業団 （なつどまり）において、 これまでも両施設間の打 ち合わせを行ってきたと ころであるが、事務担当 者間の日常業務における 情報交換をこれまで以上 に密接にし、また各寮長 等管理者による会議等を</p>

	<p>ば、有料化の方向性も考えられるのではないか。</p> <p>しらかば寮とさつき寮は、お互いの事務処理が効率的になるよう情報交換を密接にし、ノウハウを共有し、また、ノウハウの構築に関し分業できることは分業して「なつどまり」として人的資源を有効に活用すべきである。</p>	<p>通じて各職員に対し、効率的な事務処理の徹底を図っている。</p>			<p>手数の方から一般競争入札や公募型の指名競争入札の導入が困難であるならば、指名業者数の増加や指名業者の入れ替え等によって競争原理の確保を心がけていくべきである。</p>	<p>事務局による一括入札による方法（ボイラー管理業務については安生園、なつどまり、八甲学園。清掃作業業務については安生園、八甲学園。）に改め、安生園については、ボイラー10業者から11業者、清掃13業者から15業者と指名業者数の増が図られる等、一層の競争原理の確保を図った。</p>
<p>入所者（利用者）との契約の状況と預り金管理（さつき寮）</p>	<p>知的障害者授産施設サービス利用契約書の条文によれば必ず身元引受人を定める訳ではないと解釈する余地がある。しかし、ほとんどの利用者に関し、身元引受人を求めているのが実態であり、また、支援費制度へ変わり、契約に基づき利用者がサービスを受けることになり、その契約書の中に、身元引受人の責任に関する規定がある以上、新たに身元引受人の同意書入手することが望ましいと考える。</p>	<p>すこやか福祉事業団（さつき寮）において、面会日等を利用し、身元引受人に対し同意書の提出について説明、依頼し、同意書を徴収することとした。</p>		<p>業務委託契約（なつどまり）</p>	<p>設備維持管理請負業務及び清掃作業請負業務契約の入札について、指名業者の入れ替え等、競争原理確保の方策を真剣に検討すべきであると考えられる。</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成17年度契約分から、ボイラー管理業務について、これまでの各施設による契約から、事業団事務局による一括入札による方法（安生園、なつどまり、八甲学園）に改め、なつどまりについては、7業者から11業者と指名業者数の増が図られる等、一層の競争原理の確保を図った。なお、なつどまりの清掃作業業務については、平成17年度から、さつき寮利用者の行う授産事業の一つとして行うこととした。</p>
<p>業務委託契約（安生園）</p>	<p>ボイラー管理業務と清掃作業業務の契約が一般競争入札に適さないとは必ずしもいえないと考える。ただし、契約事務に関する時間的制約や事務</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成17年度契約分から、ボイラー管理業務及び清掃作業業務について、これまでの各施設による契約から、事業団</p>		<p>事業団の効率性に関する検討</p>	<p>高コスト体質の一因が46通知に基づく県準拠の給与体系にあることは議論の余地がないと考えられる。県派遣職員とプロ</p>	<p>平成19年度の独立民営化に向けて、県派遣職員の積極的な引き揚げに取り組んでいるほか、人員配置、給与制度、退職手</p>

<p>独立民営化後の給与体系（給与テーブル、昇級・昇格、調整額・手当、退職時の特別昇給、非常勤職員等）</p>	<p>した範囲内で対応していくべきものであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与テーブル 現在、事業団職員の給与テーブルは、県の行政職の給与テーブルに従っているが、当該給与テーブルは、事業団の職務内容に適合しているとはいいがたい。給与テーブル自体も、現場の実情を踏まえたものに変更する必要があると考える。 ・昇級・昇格 事業団職員にも「昇短」と「わたり」は適用されているが、独立民営化後は廃止して、事業団独自の人事評価制度を確立する必要がある。 ・調整額・手当 調整額について、独立民営化後は収入の範囲内で適度な人件費率を保てないのであれば、その名称の如何を問わず廃止するべきである。 ・退職時の特別昇給 独立民営化後は廃止すべきである。 ・非常勤職員等 民間企業であれば臨時職員や非常勤職員に 	<p>給与制度の見直しは平成19年度の独立民営化に向けた大きな課題であり、事業団とともに検討を行っている。</p>		<p>対して期末手当や退職金を支払うケースは多いといえず、独立民営化後は非常勤職員等の待遇については見直しが必要と考える。</p>	
				<p>社会福祉法人会計基準の適用（新会計基準への移行に伴う注記）</p>	<p>今後、類似の事例については意見に留意し対応する。</p>
				<p>備品等の管理（器具及び備品）</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成16年12月～17年2月に県委託備品の確認と合わせ全体としての備品の確認を行い、その結果は青森県社会福祉施設等管理運営委託契約に反映したところであり、今後備品の移動等については速やかに処理することとしている。独立民営化後の取扱いについては、器具什器の概念の精査と併せて望ましい管理方法</p>

	<p>貼付状況に不十分な点が認められた。</p> <p>手書きの「固定資産物品台帳」とコンピュータによる「固定資産管理台帳」、及び現物に貼る標識の三者を有機的に結合し、共通の資産コードにより管理することが望ましい。</p>	<p>を検討することとしている。</p>
<p>備品等の管理（県備品の管理）</p>	<p>安生園となつどまりにおいて廃棄処理もれがあった。県の備品の管理に関しては、県との管理委託契約の項目となっており、十分に注意する必要がある。</p>	<p>適切な委託契約を行うため、平成16年12月～17年2月に各施設における県の委託する備品の確認を行い、平成16年度青森県社会福祉施設等管理運営委託契約の変更契約に当たり、管理委託を行う備品の整理を行った。</p>
<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・支払資金の残高）</p>	<p>平成15年度末支払資金残高は授産施設会計基準による算式の金額と不一致である。</p> <p>正しい会計処理は、事業活動収支計算書のたな卸資産増減額の科目を使用し、資金収支計算書には反映させない方法であった。</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成16年度決算処理に当たり過年度修正した。</p>
<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・たな卸資産の評価）</p>	<p>たな卸資産の評価方法で最終仕入原価法を採用しているが、一部にそれとは異なる金額で期末たな卸資産が計上されているものがあった。</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成16年度決算処理において該当部分について最終仕入原価法を適用し経理した。</p>

<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・中古固定資産の耐用年数）</p>	<p>平成14年1月28日購入の車輛ボンゴパンの耐用年数は1年としているが、2年である。</p>	<p>今後発生する中古資産については指導どおり適正に経理する。</p>
<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・固定資産の計上経理区分）</p>	<p>E M活性液製造タンクや電動ロクロは、さつき寮一般会計で購入し、そのまま同経理区分に計上し、減価償却されているが、その固定資産の取得目的や利用状況を勘案するに、専ら授産事業のためのものであることから、授産事業特別会計に移管し、減価償却費を負担する必要がある。</p> <p>なお、本来は、さつき寮全体に対して授産施設会計基準を適用するのが妥当であると考えられる。</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成17年度に物品の移管手続を実施することとしている。また、授産施設会計基準に係る会計区分については、平成19年度の独立民営化に向け、今後授産施設会計基準に沿った計算書類の作成等について、会計システム上の問題等も含め検討を行うこととしている。</p>
<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・その他の積立金及び積立預金）</p>	<p>その他の積立金は、積立の目的を示す名称を付する必要があるが、名称が付されていない。</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成17年度決算（平成18年5月）に当たり、適切な名称を付すか適切な勘定科目において経理処理することとしている。</p>
<p>さつき寮授産会計（会計処理の問題点・消費税の仕入税</p>	<p>みなし仕入税額控除率はすべて第5種事業の50%を使用しているが、さつき寮授産事業の中には、他の事業区分に該当する</p>	<p>すこやか福祉事業団において、平成17年度分申告から、事業区分を精査し、より有利な税額控除を受けられるよう適切に</p>

	額控除)	ものがあり、より高率の税額控除を受けた方が有利だったと思われる。	対応する。
	さつき寮授産会計(会計処理の問題点・会計単位、経理区分間の取引)	園芸科やクリーニングの授産事業収入には、同一法人間の他の会計単位、経理区分から収受した金額が多く含まれており、会計単位間収入、経理区分間収入とすれば消費税の納税額が減少するものと考ええる。	すこやか福祉事業団において、平成17年度分から会計単位間又は経理区分間の移動として経理処理を実施している。
青森県肢体不自由児施設特別会計	県立あすなろ学園(時間外勤務手当)	本来一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計に付け替える処理は不相当な会計処理であり、厳に慎まなければならない。このような処理が行われると、特別会計の本来の収支差額を歪められることになり、一般会計から特別会計への繰入額の指標性にも大きな影響を与える。	平成14年度までは、一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計から付け替える処理をしていたが、平成15年度以降は行っていない。今後は適正な会計処理に努める。
	県立さわらび園(時間外勤務手当)	本来一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計に付け替える処理は不相当な会計処理である。	平成14年度までは、一般会計で負担すべき時間外勤務手当を特別会計から付け替える処理をしていたが、平成15年度以降は行っていない。今後は適正な会計処理に努める。
	県立さわらび園(業務委託契約に	ボイラー管理業務と清掃作業業務の契約が一般競争入札に適さないとは	今後は、指名業者を増加することにより、競争原理を確保することとし

	おける競争入札方法)	必ずしもいえないと考える。一般競争入札や公募型の指名競争入札の導入が困難であるならば、指名業者数の増加や指名業者の入れ替え等によって競争原理の確保を心がけていくべきである。	ている。
	県立あすなろ学園(年度末に発生している委託料支出)	職員駐車場のアスファルト敷設についての支出は、委託料の年度末の予算消化のための支出と思われる。委託料支出の予算を計上した上で支出すべきである。	今後の予算編成において、予算として計上した上で執行する。
	県立あすなろ学園(需用費)	経費削減のためには、支出を細かく分類して時系列の比較をすることが必要である。その意味で現在のその他需用費の区分は大まかにすぎる。 科目の細分化は、本来的には会計システム自体の問題であるが、システム変更ができないのであれば施設側で内訳を作成しなければならない。現状では手集計で行わざるを得ないことから非効率ではあるが、内訳を作成して経営判断の材料とすることが必要であると考ええる。	平成16年度より、予算項目の分類による内訳を作成の上、予算執行している。
県立あすな	他の職場に比して職務	給料の調整額の対象と	

<p>る学園、県立さわらび園（給料の調整額）</p>	<p>の特殊性を反映した調整数かどうかを改めて確認する必要があるものと考ええる。</p>	<p>なる職及び調整数については、当該職務の特殊性を踏まえつつ、国に準ずることを基本に他の都道府県との均衡も考慮して定めているところである。 本県では調整額の適用等については、定期的に全般的な見直しをするとともに社会情勢の変化等に応じて随時見直しを実施しており、平成17年4月から給料の調整額が措置される職等についても見直しを行ったところである。</p>
<p>県立はまなす学園（福利厚生費支出）</p>	<p>「はまなす学園互助会規約」には特別見舞金に関する規定はなく、実質的には日本赤十字社から職員へ支給されていること、その原資は県からの委託料であること、当該職員の休職に伴って代替職員が雇用され、その人件費も県からの委託料から賄われていること、等から、今後検討の余地があるものと思う。</p>	<p>平成17年4月から、現行の特別見舞金制度の給付について、その内容を民間の損害保険を活用した新たな休業補償制度を実施する日本赤十字社職員休業補償等規則を制定した。</p>
<p>県立はまなす学園（窓口業務）</p>	<p>「青森県立はまなす学園管理運営委託契約書」の内容を見直して、レセプトコンピュータによる領収書の発行を認めるようにすべきである。それ</p>	<p>平成17年度から青森県立はまなす学園管理運営委託契約書を見直し、平成17年4月からレセプトコンピュータによる領収書の発行を実施した。</p>

	<p>によって、窓口事務のスピードアップが図れ、また、領収証書の管理の手間も省けることになる。</p>	
<p>県立さわらび園（短期入所事業に係る支援費収入の計上時期）</p>	<p>あすなる学園及びはまなす学園では平成16年3月の短期入所事業に係る支援費収入を平成15年度の収入としているのに対して、さわらび園では平成16年度の収入としている。同一の特別会計の対象となる施設間で収入の計上方法に統一性がないのは問題である。主幹部局が責任を持って統一するように指導すべきである。</p>	<p>平成16年度から、支援費に係る国庫が3月から翌年2月分までを対象にしていることより、収入の計上方法をこれに統一した（あすなる学園及びはまなす学園の計上方法をさわらび園の計上方法に統一した）。</p>
<p>県立はまなす学園（委託料）</p>	<p>一般競争入札については実施されていないが、今後の検討が必要である。指名競争入札を実施している特定の業務に関しても、新規の競争相手の参加がなく、現状が固定化している面がある。 今後は、競争的な環境を作り出すことと、業務によっては、中期的な視点から業者とのパートナーシップを育成し、総合的な管理運営ができるような業者を育成し、サービスの質を維持しながら、費用を削減することに努</p>	<p>今後は、指名業者数の増加や指名業者の入れ替え等により競争原理の確保を図る。また、行政経営推進室における県有財産の維持管理業務委託に係る委託仕様・積算方法の標準化を踏まえ、契約事務の適正な執行に努める。</p>

		めることが望まれる。						
	県立はまなす学園（備品管理）	存在が確認できないものが、かなりの割合であった。台帳、備品供用簿、現物の三者の突合せが定期的に行われていなかったためと思われる。	備品管理について、台帳、備品共用簿、現物の突合せを行い、老朽化・修理不能物品等は処分した。今後は、各年度及び必要に応じて定期的に備品の突合せを行い、適切に備品を管理することとしている。			い状況である。県民福祉プラザ内に存在する備品は、青森県の備品協議会の備品 展示品業者の備品が混在しており、管理責任を履行するためには通常にも増して管理意識を高めるとともに、管理対象物品を改めて実地棚卸する必要がある。		
青森県社会福祉協議会	ねむのき会館管理運営委託（備品の管理状況）	備品供用票により備品の現物の管理状況を見たところ、備品供用票は存在したまま現物は廃棄済みで見当たらないというものが見られた。固定資産の管理については、最低でも年に一度は現物を確認し、使用状況や異動の有無、廃棄処理の必要性などを検討する必要がある。	平成16年度において、物品供用票と現物との整合性を図ったところであり、現在、備品供用票と現物は一致している。 今後とも、異動、廃棄処分する場合にあっては、備品供用票を適正に処理する。			社会福祉事業助成費補助金（福祉施設経営指導事業費）	県社協業務の公共性、公益性を担保し、手続の公平性、透明性を明らかにするために、契約事務に関する原則を遵守するよう努めるべきである。	包括外部監査における指導事項については、既に健康福祉政策課から県社会福祉協議会に対して周知し、経理規程に係る適正な執行について依頼している。 また、平成17年6月14日、青森県社会福祉協議会高橋福祉経営部長に包括外部監査における指導事項の再確認と今後の適正な対応について確認した。その内容は次のとおりである。 (確認事項) 今後の契約事務については、起案上での予定価格の明示等経理規程を遵守するよう細心の注意を払って対応することとする。
	県民福祉プラザ管理運営委託（備品の管理）	青森県との委託契約書において、管理を受託している備品の明細一覧表が明示されており、この備品のうち数点を現物実査したところ、携帯型対話装置、拡大読書機については確認することができなかった。これらの備品は青森県の所有であるが、備品供用票が見あたらず、現品への備品シール貼付が徹底されてい	備品供用票と備品の突合せが不十分だったため、破損していたり紛失した備品を廃棄処分するなどの処理が適切に行われていなかったものであり、3月中に全ての備品の突合せを行い、県の備品には備品シールを貼付するなど再確認しながら備品供用票を整備した。			社会福祉事業助成費補助金（ふれ	市町村社協よりの実績報告は、期日までに正式な収支決算書抄本を入手	今後の決算報告については、各科目ごとの確認作業を行う。また、市町

<p>あいのまちづくり事業費)</p>	<p>すべきである。 実績報告のための文書として助成金収入支出精算額内訳書と収支決算(見込)書抄本を求めているのは、当助成金による支出が正式な決算の中に適正に反映されているかを確認する趣旨であると思われるが、合計額の確認にとどまり、個々の支出科目の内訳と決算書の整合性の確認はなされていない。また、町村からの報告書で改善を要すると思われる事例がある。</p>	<p>村社会福祉協議会からの提出書類についても、提出期限を厳守するよう指導する。</p>		<p>る。</p>	<p>中に事故が生じた場合の損害賠償等の責任については書類等預かりサービスに関する覚書で約定している。また、福祉サービス利用援助契約書第14条に、県社協の損害賠償責任を規定している。</p>
<p>地域福祉権利擁護事業費補助金(支出の内容)</p>	<p>食糧費を補助対象経費から除くか、除くことが実態にそぐわないのであれば県の交付要綱そのものを変更する必要がある。</p>	<p>平成17年2月4日付けで制定した「平成16年度地域福祉権利擁護事業費補助金交付要綱」において、国要綱に基づき、補助対象経費として「食糧費」を掲げている。</p>	<p>青森県福祉人材センター運営事業委託(福祉人材バンク業務委託費)</p>	<p>県社協は、受託者である弘前市社協や八戸市社協よりの事業計画書や事業実績報告書を入手し保管しているが、計画段階の予算と実績を比較し、その差の大きいものについて原因を把握する等のフィードバック作業をしていない。事業実績報告書を、予算額と実績を比較するフォームに変更するとともに、当該年度の特事項や予算と実績の差異の原因等について把握しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>予算額と決算額の差異およびその原因を把握するため、報告書様式を変更し、平成17年度事業実績報告書の提出時から使用する。</p>
<p>地域福祉権利擁護事業費補助金(委託)</p>	<p>サービス利用に関わる契約は、県社協、基幹的社協、利用者の三者契約となっていることに鑑みれば、万一預かり物品が盗難・紛失にあった場合、責任の所在が曖昧になる感は拭えない。少なくとも県社協、基幹的社協及び市町村社協との間の責任関係については整理しておく必要があると考え</p>	<p>県社会福祉協議会では、基幹的社協に協力するいわゆる協力市町村社協の制度を導入しており、市町村社協の協力の下に預かり物品(主に通帳及びその印鑑)を市町村社協の金庫に保管することについて、利用者の書面による同意を得て行っている。</p>	<p>青森県福祉人材センター運営事業委託(切手の管理)</p>	<p>切手は現金等価物であり、事故防止等の観点から受払記録を残すとともに、異なる会計区分の場合には、現物を分けて管理することが望ましい。</p>	<p>平成17年4月1日から事業ごとに、切手・ハガキ使用簿を作成し管理している。</p>
		<p>協力市町村社協の保管</p>	<p>ねむのき会館管理運営事業委託(予算オー</p>	<p>ねむのき会館管理運営特別会計収支計算書の支出の部をみると、小科目、中科目、大科目のそれぞ</p>	<p>青森県社会福祉協議会においては、ねむのき会館管理運営特別会計に係るこれまでの予算額を超</p>

バーの支出)	れにおいて、予算をオーバーした支出が散見される。予算をオーバーする支出は本来できないものである。予算制度の硬直性を補うために、予備費の流用、小科目間での予算の流用、あるいは補正予算の承認等の制度が用意されているので、所定の手続の上、しかるべき承認権限者の承認後に支出していかなければならない。	過した予算執行を是正し、予算流用等の承認手続き(会長決裁)を経た上で、予算内での適正執行に努めることとしており、県としても助言、指導に努める。
ねむのき会館管理運営事業委託(現物寄附の受入時の会計処理)	ねむのき会館では様々な資産の現物寄附を受けているが、受入時には何も会計処理をしていない。一定額以上の資産の寄附を受けた場合には、この資産を取得するために通常要する価額をもって寄附金収入とし、さらに、固定資産に計上して每期減価償却していく方法が妥当である。そのような処理をすることにより、財政状態とコスト計算結果が適正に表示される。	これまで、ねむのき会館の管理運営を受託している県社協に対して寄附された様々な物品については、損益計算書、貸借対照表上の処理をしていなかったが、今後の平成17年度末現在での決算処理においては、既に寄附を受けた備品及び今年度中での新規寄附分で一定の現在価値が認められるものについて、通常の購入価格を参考にして、損益計算書に収入として、貸借対照表に資産として計上することとし、適正な会計処理を行う。
ねむのき会館管理運営事業委託	時間的余裕から1社随意契約とすること自体は適切な処理と思われるが、	売買及び保守点検等の契約においては、請書を徴取するとともに、随意

(1社随意契約による支出行為)	規定の原則方法と異なる扱いをする場合には、その理由と承認を受けた書類を伺い書等で残しておくことが必要である。また、少なくとも契約者との請書のやり取りを行っておくことも必要である。	契約する場合は、伺い書において、その理由等を明記した上で、承認を得ることとして対応済である。
青森県障害者スポーツ振興事業委託	障害者スポーツ強化事業の実績報告に関連し、収入支出決算書と領収書の突合をしたところ、以下のような改善を必要とする事項があった。助成金を受ける各団体に対し適切な指導をすることが望ましい。 報償費と旅費の合計を支払う際に、その区分が不明確な記載になっている領収書があった。収入支出決算書の明細と領収書の金額が一致しないものがあった。日付が記載されていない領収書があった。	監査結果等の概要を担当職員に伝え、適正に対処するよう指導した。
県民福祉プラザ管理運営委託(簿外となっている使用料の預金残高)	県社協は社会福祉法人会計基準に準拠して複式簿記の方法により会計処理・会計報告を行っており、また、契約上の受託責任履行の説明責任として、納入告知書未発行の状態にある使用料及び普通預金残高を貸借対照表	年度末3月分の県民福祉プラザ使用料が普通預金残高としてあり、4月中旬に委託先である県に支出しているのが現状であるため、3月分預かり金である使用料を平成17年度決算処理において貸借対照表に計上する。

	に計上すべきものと考ええる。				ブック資料の数値の関連等は月次試算表ベースから日常的にチェックを行う必要がある。	帳票を確認している。	
県民福祉プラザ管理運営委託（競争入札の実効性）	県社協から他への委託費の低減化は青森県が支出する管理運営委託費の低減化に直結するものである。県社協の規程に準拠することによって競争入札の実効性が阻害されているならば、事実上県が委託することと同一のこのケースについては、青森県と同一の指名競争入札基準を適用すべきと考える。	県と同一の指名競争入札基準の適用については、対応を検討する。			生活福祉資金貸付及び離職者支援資金（計算書類と貸付事業業務システムとの残高の不整合）	平成15年度の貸付金の更生資金と住宅資金の不整合については、本来なら計算書類を修正する必要がある事項といえるが、平成16年度において修正の会計処理をすることにより整合させていく方法も考えられ、重要性から判断していくべき問題と考えられる。 他の不整合については過去から繰り越してきているものがあり、過去に遡って原因を突き止めて適当な対応をしていく必要がある。このような不整合の再発防止により正しい計算書類を作成していくことが大事であり、月次試算表ベースで日常的に業務システム残高と会計システム残高の整合性をチェックしていくという基本業務の徹底が望まれる。	当該差異は、電算入力ミス及び未入力が原因であるため、今後入力に際してチェックを怠らないようにする。 業務システムが導入された平成12年度まで遡り、貸借対照表との残高との間に生じる不整合を突き止め、平成17年度で整合性を保てるようにするとともに、業務システム及び会計システムの入力・起票状況の確認作業を行い、不整合の再発防止に努める。
県民福祉プラザ管理運営委託（消費税）	県民福祉プラザは、社会福祉法第2条に定める事業を行う施設ではないため、社会福祉施設と認定されない可能性があり、その管理運営受託料は消費税の課税取引と認定される可能性が強いものと考ええる。	県民福祉プラザ管理運営受託にかかる消費税については、平成17年5月より青森税務署において、平成12年度から平成16年度までの5年間分の県との委託契約書等を調査している段階であるため、税務署の課税に関する正式な通知を受けて対応を行う。			生活福祉資金貸付及び離職者支援資金（計算書類の整合性）	注記事項は、財務情報の利用者に対して、計算書類を補足する情報を提供するために用意されているものであり、注記事項欄に記載する当年度債権償却額及び欠損補てん積立金を戻入した額については、当年度処理した	
生活福祉資金貸付及び離職者支援資金（計算書類の整合性）	会計処理に電算システムを導入していても、起票と入力是人間の作業によって行われているため間違いを起こすことも有り、また、電算システムも全ての取引に適切に対応しているとは限らない。したがって、アウト	当該差額は、年度末日に償還された償還金が、年度を越えた時点ではしか処理できない結果によるものであるが、生活福祉資金会計準則に則り処理することで整合性が保てることになる。併せて月次試算表と通帳及び関連			生活福祉資金貸付及び離職者支援資金（貸借対照表の注		

記事項の記載金額)	べき各項目について、意味や有用性をよく理解したうえで計算書類の作成に当たることが望まれる。 また、計算書類の作成業務の中には、注記事項等の表示方法も含めて適切性をチェックするというような内部コントロールが働く仕組みを組み込む必要がある。	金額を記載すべきところを、累計額を計上したため発生した記載ミスであり、平成16年度において是正した。 また、債権償却累計額及び欠損補てん積立金を戻入した額においても上記同様、当該記載項目についての認識の誤りが原因であり是正した。 今後は、正しい認識のもとに金額を記載していくよう、内部チェック機能を働かせる。	金貸付金の延滞状況等について(欠損補てん積立金)	償還利子収入3%のうち1%分を欠損補てん積立金として積み立てることにしている。しかし、毎期、利子収入の全額を生活福祉資金貸付事務費特別会計へ繰り出して事務費や事業費として使っており、1%分の積立は実施されていない。これは、欠損補てん積立金の残高が償還免除すべき金額及び償却累計額と比べて少額である一因になっている。	うち1%にあたる欠損補てん積立金については、平成16年度会計(平成17年3月31日繰入)から実施している。
生活福祉資金貸付金の延滞状況等について(償還免除)	貸付金の償還免除は平成15年度に5,128千円行っているが、それでもまだ40件15,575千円の時効完成済の貸付金残高が存在する。時効完成済ということは、債権債務関係が消滅しているということなので、償還免除手続を要すると考えられる。償還免除手続を要する貸付金はさらに増加すると想定される。 欠損補てん積立金の残高にかかわらず、都道府県知事に貸付資金の取崩しを協議することにより償還免除を進めていく必要がある。	現在の時効債権に関するものは、欠損補てん積立金の範囲内で随時免除し、不良債権を処理する。 なお、免除規程によらない延滞については、対象借受人等の状況を踏まえて償還指導を行う。	生活福祉貸付金制度について(事業活動収支計算書の導入)	介護保険導入に伴って、社会福祉法人会計基準が制定された結果、社会福祉協議会にも本格的な複式簿記が導入され、資金収支計算書、貸借対照表に加え、事業収支活動計算書の作成が義務付けられ、社会福祉法人会計においても、本格的に減価償却、引当金の計上、債権の償却等の考え方が反映されるようになった。生活福祉資金会計も、事業活動収支計算書を導入し、貸付金償却の損益を的確に反映できるようにすべきではなかろうか。	生活福祉資金の会計処理ルールを現行の社会福祉法人会計基準及び社会福祉協議会モデル経理規程と矛盾なく実施できるように訂正し、平成18年度から適応することを厚生労働省で検討しているところである。 この生活福祉資金会計基準(案)では、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録を計算書類の枠組みとし、新たに減価償却、徴収不能引当金及び国庫補助金等特別積立金を盛り込むこととしているため、新会計基準にあわせて移行する予定である。
生活福祉資	生活福祉資金貸付金の	償還利子収入の3%の	身体拘束廃	県と県社協の契約日は	身体拘束廃止推進事業

止推進事業 業務委託	平成15年4月30日であるが、県社協から同事業を担当する非常勤看護師への委託は平成15年4月1日からとなっている。本来は、県との委託契約書の期間と対応させるべきではなかろうか。	については継続的実施が必要であることから、平成17年度からは、県と県社協との契約日を4月1日付けとすることに改めた。
民間社会福祉事業職員 共済事業特別会計	民間社会福祉事業職員共済事業特別会計においては、一定の合理的な前提に基づいて計算した退会給付金支払のための債務又は準備金を計上する必要があるものとする。また、その基準は、継続的に適用し、また、その計算根拠等を計算書類に注記すべきである。	貸借対照表の負債の部へ、退職給付引当準備金を計上し、注記には、退職給付引当準備金のうち80%計上と明記する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭